

●香川県告示第450号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成22年11月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第7号
- 2 指 定 年 月 日 平成22年10月22日
- 3 指定道路の位置 観音寺市柞田町字玉田乙223番1及び同地先水路
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 5.00メートル
延長 20.62メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。